

令和元年度 北九州保育福祉専門学校 教員免許状更新講習受講申込書

[受講者本人記入欄]

ふりがな		申込印	生年月日	年 月 日
氏名				
連絡先	(〒 -) 都道府県 市区町村			(顔写真) 縦 36~40 横 24~30 mm
	(TEL) - - (携帯) - - (E-mail)			
受講対象者の区分 ※①~⑤の中から該当する区分にご記入ください。	①幼稚園・幼保連携認定こども園に勤務している教育職員・教育の職にある者	(勤務先名)	(職名)※該当する職名を○で囲んでください。 教諭 その他 ()	
	②教員採用内定者/教員として任命又は雇用される(見込みのある)者	【任命・雇用する(見込みのある)任命権者・学校法人・国立大学法人等勤務先名】		
	③教員勤務経験者	【任命・雇用していた任命権者・学校法人・国立大学法人等勤務先名】		
	④認定こども園及び認可保育所の保育士/幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士	(勤務先名)		
	⑤その他	(勤務先名)	(職名)	

・所持する免許状について記入してください。※記入方法は「所持する免許状の欄の記入について」(別紙)を参照してください。

免許状の種類	免許状取得時に卒業した学校名	取得年月
		昭和・平成 年 月
		昭和・平成 年 月

修了確認期限・有効期間満了の年月日	令和 年 月 日
-------------------	----------

・受講希望講習の希望欄に○印を記入してください。

※「免許状更新講習規則の一部改正に伴う確認事項について」(別紙)を参照してください。

※必修領域・選択必修領域に関しては、令和2年度に開講することを検討中です。

領域	講習名	開設日	認定番号	受講希望欄
選択領域	健康指導法	令和2年2月23日(日)	平31 40032-509100号	
	音楽表現指導法	令和2年2月24日(祝・月)	平31 40032-509101号	
	言葉の指導法と保育実践の展開	令和2年3月1日(日)	平31 40032-509102号	

・受講に際し、障がい等による支援(補助)などの希望がありましたら記入してください。

程度・症状等	
希望する支援(補助)内容	

☆ (証明者記入様式) 園長等により受講対象者であることの証明を受けてください。

【証明者記入様式】

※園長等により受講対象者であることの証明を受けてください。
証明方法は、「受講対象者の証明方法について」(別紙、受講資料)を参照してください。

[受講者]

ふりがな		生年月日	年 月 日
氏名			

上記記載の受講者が受講対象者として該当している区分に○印を付けてください。

受講対象者の区分		該当区分
教育職員・ 教育の職	教育職員(主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師) ※免許法第9条の3Ⅲ①	
	校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員 ※免許状更新講習規則第9条Ⅰ①	
	指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者 ※免許状更新講習規則第9条Ⅰ②	
	国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者 ※免許状更新講習規則第9条Ⅰ③	
	その他文部科学大臣が定める者 ※免許状更新講習規則第9条Ⅰ④	
教員採用内定者・ 教員採用内定者に準ずる者	教員採用内定者 ※免許法第9条の3Ⅲ②	
	教員勤務経験者 ※免許状更新講習規則第9条Ⅱ①	
	認定こども園及び認可保育所の保育士 ※免許状更新講習規則第9条Ⅱ②	
	幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士 ※免許状更新講習規則第9条Ⅱ②	
	教育職員となることが見込まれる者(臨時任用リスト搭載者等) ※免許状更新講習規則第9条Ⅱ③	

上記記載の者は上図該当区分のとおり、教育職員免許法第9条の3第3項又は免許状更新講習規則第9条に規定する受講対象者であることを証明する。

令和 年 月 日

証明者名 (機関名・役職名)
(氏名)

印

参考資料:【提出の必要はありません】

○免許状更新講習規則の一部改正に伴う確認事項について〔受講者確認用〕

- ◆ 改正前(平成28年3月まで、以下同じ)の必修領域講習(12時間)の履修認定を受けた者は、改正後(平成28年4月から、以下同じ)の必修領域講習(6時間)及び選択必修領域講習(6時間)をあらためて受講する必要はありません。(ただし、所定の期間内の履修認定に限る)
(※注)
- ◆ 改正前の選択領域講習の履修認定を受けた者は、改正後の選択領域講習のうち、同時間に限り、あらためて受講する必要はありません。(ただし、所定の期間内の履修認定に限る)
(※注)
- ◆ 必修領域講習は、免許状の更新手続きにおいて、必修領域講習としてのみ使用できます。
選択必修領域講習は、免許状の更新手続きにおいて、選択必修領域講習としてのみ使用できます。
選択領域講習は、免許状の更新手続きにおいて、選択領域講習としてのみ使用できます。
(いずれの領域も、他の領域への振替え受講はできません。)

- (※注)免許状更新講習規則の一部を改正する省令附則第2項及び第3項に基づき、
- 改正前の必修領域講習(12時間)の履修認定を受けた者については、改正後の必修領域講習(6時間)と選択必修領域講習(6時間)の履修認定を受けた者とみなします。
 - 改正前の選択領域講習(6～18時間)の履修認定を受けた者については、改正後の選択領域講習(6～18時間)の履修認定を受けた者とみなします。

○受講対象者の証明方法について〔証明者記入様式〕

受講対象者の区分		証明の方法
教育職員・ 教育の職	公立学校	校長の証明 ※校長本人の場合は教育委員会
	園立学校	校長の証明 ※校長本人の場合は法人の長
	私立学校	校長の証明 ※校長本人の場合は法人の長
	共同調理場に勤務する学校栄養職員	場長の証明 ※場長本人の場合は教育委員会
	教育職員(主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師) ※免許法第9条の3Ⅲ①	
	校長(園長)、副校長(副園長)、教諭、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員 ※免許状更新講習規則第9条Ⅰ①	
	指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者 ※免許状更新講習規則第9条Ⅰ②	任命権者の証明
国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者 ※免許状更新講習規則第9条Ⅰ③	任命権者又は雇用者の証明	
その他文部科学大臣が定める者 ※免許状更新講習規則第9条Ⅰ④	その者の任命権者・雇用者の証明	
教員採用 内定者・教 員採用内 定者に準 ずる者	教員採用内定者 ※免許法第9条の3Ⅲ②	任用又は雇用予定の者の証明
	教員勤務経験者 ※免許状更新講習規則第9条Ⅱ①	任用又は雇用していた者の証明
	認定こども園及び認可保育所の保育士 (※注) ※免許状更新講習規則第9条Ⅱ②	当該施設の長の証明
	幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士 ※免許状更新講習規則第9条Ⅱ②	当該施設の設置者の証明
	教育職員となることが見込まれる者(臨時任用リスト搭載者等) ※免許状更新講習規則第9条Ⅱ③	任用又は雇用する可能性がある者の証明

(※注)免許状更新講習規則の一部を改正する省令(平成25年文部科学省令第23号)の施行(平成25年8月8日)により、認可保育所に勤務する保育士は、設置者が幼稚園を設置しているかどうかに関わらず、受講対象者となりました。